作成日　2023/04/01

本SDSは「GHSに基づく化学品の危険性有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(JIS Z 7253:2019)7.1全体構成に示される16の項目について記したものです。

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

| | |
|---|---|
| 化学品の名称 | フェイバーG 染色液B フクシン |
| 製品コード | 05875 |
| 供給者の会社名称 | 島津ダイアグノスティクス株式会社 |
| 住所 | 東京都台東区上野3丁目24番6号<br>上野フロンティアタワー20階 |
| 担当部門 | 信頼性保証部 |
| 電話番号 | 03-5846-5613 |
| FAX番号 | 03-5846-5619 |
| 電子メールアドレス | yakuji@sdc.shimadzu.co.jp |
| 緊急連絡電話番号 | 03-5846-5613 |

## 2. 危険有害性の要約

### 化学品のGHS分類

| | |
|---|---|
| 健康有害性 | 発がん性 区分1A<br>生殖毒性 区分1A<br>特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓)<br>上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。 |

### GHSラベル要素

絵表示

| | |
|---|---|
| 注意喚起語 | 危険 |
| 危険有害性情報 | H350 発がんのおそれ<br>H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ<br>H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ |
| 注意書き | |
| 安全対策 | 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)<br>全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)<br>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)<br>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280) |
| 応急措置 | ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)<br>気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) |
| 保管 | 施錠して保管すること。(P405) |
| 廃棄 | 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501) |

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　　混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| フクシン<br>（ベイシックバイオレット14） | 0.041% | $C_{20}H_{20}ClN_3$ | (5)-1976 | 既存 | 632-99-5 |
| エタノール | 8.0% | $CH_3CH_2OH$ | (2)-202 | 既存 | 64-17-5 |
| 水 | 92% | $H_2O$ | ― | ― | 7732-18-5 |
| 物質（その他） | 0.023% | ― | ― | ― | ― |

## 4. 応急措置

吸入した場合
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

眼に入った場合
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

飲み込んだ場合
口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤
周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤
情報なし

火災時の特有の危険有害性
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法
消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置
消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
作業には、必ず保護具（手袋・眼鏡・マスクなど）を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材
少量の場合、吸着剤（土・砂・ウエスなど）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。

| | | |
|---|---|---|
| 二次災害の防止策 | | 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。<br>床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。<br>漏出物の上をむやみに歩かない。 |

## 7. 取扱い及び保管上の注意

| | | |
|---|---|---|
| 取扱い | 技術的対策 | 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。<br>蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。<br>取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 |
| | 安全取扱注意事項 | 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。<br>粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 |
| | 接触回避 | 『10. 安定性及び反応性』を参照。 |
| 保管 | 安全な保管条件 | 『10. 安定性及び反応性』を参照。<br>施錠して保管すること。 |

## 8. ばく露防止及び保護措置

| | | |
|---|---|---|
| 設備対策 | | 蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。<br>取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 |
| 保護具 | 呼吸用保護具 | 必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。 |
| | 手の保護具 | 保護手袋を着用すること。 |
| | 眼、顔面の保護具 | 保護眼鏡、保護面を着用すること。 |
| | 皮膚及び身体の保護 | 保護衣を着用すること。 |

## 9. 物理的及び化学的性質

| | | |
|---|---|---|
| 物理状態 | | 液体 |
| 形状 | | 液体 |
| 色 | | 赤紫色 |
| 臭い | | データなし |
| 融点／凝固点 | | データなし |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲 | | データなし |
| 可燃性 | | データなし |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 | 下限 | データなし |
| | 上限 | データなし |
| 引火点 | | データなし |
| 自然発火点 | | データなし |
| 分解温度 | | データなし |
| pH | | データなし |
| 動粘性率 | | データなし |
| 溶解度 | | データなし |
| n-オクタノール／水分配係数 | | データなし |
| 蒸気圧 | | データなし |
| 密度及び／又は相対密度 | | データなし |
| 相対ガス密度 | | データなし |
| 粒子特性 | | データなし |

## 10. 安定性及び反応性

| | |
|---|---|
| 反応性 | 情報なし |

| | |
|---|---|
| 化学的安定性 | 情報なし |
| 危険有害反応可能性 | 情報なし |
| 避けるべき条件 | 情報なし |
| 混触危険物質 | 情報なし |
| 危険有害な分解生成物 | 情報なし |

## 11. 有害性情報

| | | |
|---|---|---|
| 急性毒性 | 経口 | 急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。 |
| | 経皮 | 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 |
| | 吸入 | (気体)<br>GHS定義による気体ではない。<br>(蒸気)<br>毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。<br>(粉じん・ミスト)<br>データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚腐食性／皮膚刺激性 | | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 |
| 呼吸器感作性 | | 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 |
| 皮膚感作性 | | 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 |
| 生殖細胞変異原性 | | 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 |
| 発がん性 | | 区分1Aの成分が8.002%のため、区分1Aとした。 |
| 生殖毒性 | | (生殖毒性)<br>区分1Aの成分が8.002%のため、区分1Aとした。<br>(生殖毒性・授乳影響)<br>データ不足のため分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | | 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | | 区分1(肝臓)の成分が8.002%のため、区分2(肝臓)とした。<br>※区分2(中枢神経系)は8.002%含まれる。 |
| 誤えん有害性 | | 動粘性率が不明のため、分類できないとした。 |

## 12. 環境影響情報

| | |
|---|---|
| 水生環境有害性　短期(急性) | 毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。 |
| 水生環境有害性　長期(慢性) | 毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。 |
| 生態毒性 | データなし |
| 残留性・分解性 | データなし |
| 生体蓄積性 | データなし |
| 土壌中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | データ不足のため分類できない。 |

## 13. 廃棄上の注意

| | |
|---|---|
| 残余廃棄物 | 各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。<br>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 |
| 汚染容器及び包装 | | 各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。<br>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。<br>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |

## 14. 輸送上の注意

| | | |
|---|---|---|
| 国際規制 | 海上規制情報 | 非該当 |
| | Marine Pollutant | Not applicable |
| | Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex Ⅱ, the IBC Code | Not applicable |
| | 航空規制情報 | 非該当 |
| 国内規制 | 陸上規制 | 非該当 |
| | 海上規制情報 | 非該当 |
| | 海洋汚染物質 | 非該当 |
| | MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 | 非該当 |
| | 航空規制情報 | 非該当 |
| 緊急時応急措置指針番号 | | なし |

## 15. 適用法令

| | |
|---|---|
| 労働安全衛生法 | 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） |
| | 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） |
| | エタノール（政令番号：61）（1%-10%） |
| | 腐食性液体（労働安全衛生規則第326条） |
| 毒物及び劇物取締法 | 非該当 |
| 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法） | 非該当 |
| 水質汚濁防止法 | 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3） |
| 大気汚染防止法 | 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） |
| 海洋汚染防止法 | 油性混合物（施行規則第2条の2） |
| | 有害でない物質（施行令別表第1の2） |
| | 有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第1第1号イ（81））） |
| | 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） |
| | 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1） |
| 外国為替及び外国貿易法 | 輸出貿易管理令別表第1の16の項 |
| 特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法） | 特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号） |
| 水道法 | 有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号） |
| 労働基準法 | 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1） |

| | |
|---|---|
| | がん原性化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号） |
| 化学兵器禁止法 | 有機化学物質（法第29条1、施行令第4条1） |

16. その他の情報

| | |
|---|---|
| 連絡先 | 島津ダイアグノスティクス株式会社　信頼性保証部<br>TEL：03-5846-5613<br>FAX：03-5846-5619<br>電子メールアドレス：yakuji@sdc.shimadzu.co.jp |
| その他 | 組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。また、端数処理により合計値が100%とならない場合があります。<br>記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。<br>また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。<br>当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。 |